

	<h1>鳥取県公報</h1>	平成 23 年 3 月 1 日 (火) 号外第 16 号
		毎週火・金曜日発行

## 目 次

- ◇ 規 則 鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則（8）（医療政策課）・・・・・・・・・・・・・・・・・・ 3
- ◇ 公安規則 鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則（3）（交通規制課）・・・・・・・・・・ 9

## ==== 公布された規則のあらまし ====

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正について

## 1 規則の改正理由

看護師の不足を解消するため、鳥取県立倉吉総合看護専門学校第1看護学科の定員を増員する等所要の改正を行う。

## 2 規則の概要

## (1) 鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正

- ア 授業料等の減免事由を明確にする。
- イ その他所要の規定の整備を行う。

## (2) 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正

- ア 看護学科のうち第1看護学科の総定員及び1学年の入学定員を次のとおり増員する。

	改正後	改正前
総 定 員	105人	75人
1学年の入学定員	35人	25人

- イ 授業料等の減免事由を明確にする。
- ウ その他所要の規定の整備を行う。

## (3) 施行期日等

- ア 施行期日は、公布日とする(1)並びに(2)イ及びウを除き、平成23年4月1日とする。
- イ 所要の経過措置を講ずる。

# 規 則

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

鳥取県知事 平 井 伸 治

## 鳥取県規則第8号

鳥取県立鳥取看護専門学校学則及び鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部を改正する規則

(鳥取県立鳥取看護専門学校学則の一部改正)

第1条 鳥取県立鳥取看護専門学校学則(昭和52年鳥取県規則第13号)の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号(以下この条において「追加号」という。)を加える。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分(以下この条において「改正部分」という。)に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分(追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。)が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後	改 正 前
<p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、<u>次の各号に掲げる区分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。</u></p> <p>(1) <u>授業料 次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">ア <u>修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(ア) <u>火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(イ) <u>保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(ウ) <u>その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。</u></p> <p style="margin-left: 4em;">(エ) <u>(ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、特別の理由により、特に減免する必要があると認められるとき。</u></p> <p style="margin-left: 2em;">イ <u>鳥取県立倉吉総合看護専門学校からの転入による入学をする場合であって、減免する必要があると認められるとき。</u></p> <p>(2) <u>入学料 次のいずれかに該当するとき。</u></p>	<p>(授業料等の減免)</p> <p>第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学料及び入学選抜手数料の減免は、<u>災害その他の理由により授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者又は鳥取県立倉吉総合看護専門学校から転入による入学をする者について行うものとする。</u></p>

ア 火災、風水害等の非常災害により入学料の支弁が困難であると認められるとき。

イ 鳥取県立倉吉総合看護専門学校からの転入による入学をする場合であって、減免する必要があると認められるとき。

(3) 入学選抜手数料 火災、風水害等の非常災害により入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。

2 略

様式第2号の2（第12条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号（第13条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号の2（第13条の2関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第4号（第14条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第5号（第16条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号（第16条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第6号の2（第17条関係）

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

2 略

様式第2号の2（第12条関係）

略

様式第3号（第13条関係）

略

様式第3号の2（第13条の2関係）

略

様式第4号（第14条関係）

略

様式第5号（第16条関係）

略

様式第6号（第16条関係）

略

様式第6号の2（第17条関係）

略

<p>様式第7号（第18条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>様式第7号の2（第18条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>	<p>様式第7号（第18条関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>様式第7号の2（第18条の3関係）</p> <div style="border: 1px solid black; padding: 2px; text-align: center;">略</div> <p>注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>
--	---

（鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則の一部改正）

第2条 鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（昭和52年鳥取県規則第14号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正後の欄中号の表示に下線が引かれた号（以下この条において「追加号」という。）を加える。  
 次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下この条において「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（追加号を除く。以下この条において「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正部分に対応する改正後部分が存在しない場合には、当該改正部分を削り、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

改 正 後						改 正 前						
第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。						第2条 学校の課程、学科、定員、修業年限及び在学することができる期間は、次のとおりとする。						
課 程	学 科	定 員		修 業 年 限	在 学 可 能 な 期 間	課 程	学 科	定 員		修 業 年 限	在 学 可 能 な 期 間	
		総定員	1学年 の入学 定員					総定員	1学年 の入学 定員			
専 門 課 程	看護 学科	第1 看護 学科	105人	35人	3年	6年（転入に より、第2学 年に入学する 者にあつては 5年、第3学 年に入学する 者にあつては 4年）	看護 学科	第1 看護 学科	75人	25人	3年	6年（転入に より、第2学 年に入学する 者にあつては 5年、第3学 年に入学する 者にあつては 4年）
	略							略				
略						略						
（授業料等の減免）						（授業料等の減免）						
第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学科及び入学選抜手数料の減免は、次の各号に掲げる区						第18条の5 条例第5条の規定による授業料、入学科及び入学選抜手数料の減免は、災害その他の理由に						

分に応じ、当該各号に定める事由に該当する場合に行うものとする。

(1) 授業料 次のいずれかに該当するとき。

ア 修学に対する意欲があり、かつ、性行が正しい生徒が次のいずれかに該当するとき。

(ア) 火災、風水害等の非常災害により授業料の支弁が困難であると認められるとき。

(イ) 保護者の疾病、障害又は死亡により授業料の支弁が困難であると認められるとき。

(ウ) その他家計が困窮し、授業料の支弁が困難であると認められるとき。

(エ) (ア)から(ウ)までに掲げる場合のほか、特別の理由により、特に減免する必要があると認められるとき。

イ 鳥取県立鳥取看護専門学校からの転入による入学をする場合であって、減免する必要があると認められるとき。

(2) 入学料 次のいずれかに該当するとき。

ア 火災、風水害等の非常災害により入学料の支弁が困難であると認められるとき。

イ 鳥取県立鳥取看護専門学校からの転入による入学をする場合であって、減免する必要があると認められるとき。

(3) 入学選抜手数料 火災、風水害等の非常災害により入学選抜手数料の支弁が困難であると認められるとき。

2 略

様式第2号の2(第12条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号(第13条関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

様式第3号の2(第13条の2関係)

略

注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。

より授業料、入学料及び入学選抜手数料の納付が困難であると認められる者又は鳥取県立鳥取看護専門学校から転入による入学をする者について行うものとする。

2 略

様式第2号の2(第12条関係)

略

様式第3号(第13条関係)

略

様式第3号の2(第13条の2関係)

略

<p>様式第4号(第14条関係)</p> <p>略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第4号(第14条関係)</p> <p>略</p>
<p>様式第5号(第16条関係)</p> <p>略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第5号(第16条関係)</p> <p>略</p>
<p>様式第6号(第16条関係)</p> <p>略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第6号(第16条関係)</p> <p>略</p>
<p>様式第6号の2(第17条関係)</p> <p>略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第6号の2(第17条関係)</p> <p>略</p>
<p>様式第7号(第18条関係)</p> <p>略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第7号(第18条関係)</p> <p>略</p>
<p>様式第7号の2(第18条の3関係)</p> <p>略</p> <p>注1 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p> <p>2 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>	<p>様式第7号の2(第18条の3関係)</p> <p>略</p> <p>注 「減免希望期間」の欄は、授業料の減免を受けようとする者のみ記載すること。</p>
<p>様式第8号(第22条関係)</p> <p>略</p> <p>注 氏名を自署する場合には、押印を省略することができる。</p>	<p>様式第8号(第22条関係)</p> <p>略</p>

## 附 則

## (施行期日)

- 1 この規則は、平成23年4月1日から施行する。ただし、第1条の規定並びに第2条中第18条の5並びに様式第2号の2及び様式第3号から様式第8号までの改正規定は、公布の日から施行する。

## (経過措置)

- 2 この規則の施行の日(以下「施行日」という。)から平成25年3月31日までの鳥取県立倉吉総合看護専門学

校の専門課程の看護学科の第1看護学科（以下単に「第1看護学科」という。）の総定員については、第2条の規定による改正後の鳥取県立倉吉総合看護専門学校学則（以下「新規則」という。）第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる期間の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる人数とする。

(1) 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで 85人

(2) 平成24年4月1日から平成25年3月31日まで 95人

3 施行日から平成25年3月31日までの第1看護学科の1学年の入学定員については、新規則第2条の規定にかかわらず、次の各号に掲げる学年の区分に応じ、それぞれ当該各号に掲げる間は、なお従前の例による。

(1) 第2学年 平成23年4月1日から平成24年3月31日まで

(2) 第3学年 平成23年4月1日から平成25年3月31日まで



# 公安委員会規則

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則をここに公布する。

平成23年3月1日

鳥取県公安委員長 渡 辺 光 子

## 鳥取県公安委員会規則第3号

鳥取県道路交通法施行細則の一部を改正する規則

鳥取県道路交通法施行細則（昭和35年鳥取県公安委員会規則第8号）の一部を次のように改正する。

次の表の改正前の欄中下線が引かれた部分（以下「改正部分」という。）に対応する同表の改正後の欄中下線が引かれた部分（以下「改正後部分」という。）が存在する場合には、当該改正部分を当該改正後部分に改め、改正後部分に対応する改正部分が存在しない場合には、当該改正後部分を加える。

次の表の改正後の欄の表中太線で囲まれた部分を加える。

改 正 後	改 正 前								
<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) <u>道路標識等による交通の規制（<u>高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）</u>にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超える最高速度の規制を除く。）</u>の対象から除外する車両</p> <p style="padding-left: 2em;">お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）及び警護列自動車（自動車に乗車している者の警護を行うため、当該自動車並びにその前方及び後方等を進行する警察用自動車により車列を編成された自動車をいう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) <u>最高速度の規制（<u>高速自動車国道の本線車道（令第27条の2に規定する本線車道を除く。）</u>にあつては100キロメートル毎時、その他の道路にあつては60キロメートル毎時を超えるものを除く。）</u>の対象から除外する車両</p> <p style="padding-left: 2em;">交通の取締りに従事している車両</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">路 線 名</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">区 間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	路 線 名	区 間	略		<p>別表第1（第3条関係）</p> <p>(1) 道路標識等による交通の規制の対象から除外する車両</p> <p style="padding-left: 2em;">お列自動車（天皇の行幸、皇后、皇太子及び皇太子妃の行啓並びにその他の皇族のお成りの自動車お列として編成された自動車をいう。）及び警護列自動車（自動車に乗車している者の警護を行うため、当該自動車並びにその前方及び後方等を進行する警察用自動車により車列を編成された自動車をいう。）</p> <p>(2) 略</p> <p>(3) 最高速度の規制の対象から除外する車両</p> <p style="padding-left: 2em;">交通の取締りに従事している車両</p> <p>(4)及び(5) 略</p> <p>別表第2（第7条の2関係）</p> <table border="1" style="width: 100%; border-collapse: collapse;"> <tr> <td style="width: 30%; text-align: center;">路 線 名</td> <td style="width: 70%; text-align: center;">区 間</td> </tr> <tr> <td colspan="2" style="text-align: center;">略</td> </tr> </table>	路 線 名	区 間	略	
路 線 名	区 間								
略									
路 線 名	区 間								
略									

一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点まで	一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡湯梨浜町大字園地内一般国道9号(山陰道)泊東郷インターチェンジから同大字地内原交差点まで
一般国道9号 (山陰道)	東伯郡北栄町大谷地内一般国道9号と接続する地点から同郡琴浦町梅田地内一般国道9号(山陰道)赤碕中山インターチェンジまで		
一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡琴浦町大字槻下地内一般国道9号と接続する地点から同大字地内一般国道9号(山陰道)大栄東伯インターチェンジまで		
一般国道9号 (山陰道ランプ道)	東伯郡琴浦町梅田地内一般国道9号(山陰道)赤碕中山インターチェンジから西伯郡大山町栄田地内一般県道赤碕中山インター線と接続する地点まで		
一般国道9号 (山陰道)	西伯郡大山町名和地内一般県道旧奈和西坪線と接続する地点から米子市陰田町地内島根県境まで	一般国道9号 (山陰道)	西伯郡大山町名和地内一般県道旧奈和西坪線が接続する地点から米子市陰田町地内島根県境まで
略		略	
一般国道313号(北条倉吉道路)	倉吉市和田地内一般国道313号(北条倉吉道路)倉吉インターチェンジから東伯郡北栄町弓原地内一般国道9号と接続する地点まで	一般国道313号(北条倉吉道路)	倉吉市和田地内一般国道313号(北条倉吉道路)倉吉インターチェンジから東伯郡北栄町弓原地内一般国道9号と接する地点まで
略		略	
一般県道鳥取港湖山停車場線	鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東交差点から同市湖山町東五丁目地内県道伏野覚寺線と接続する地点まで	一般県道鳥取港湖山停車場線	鳥取市湖山町東三丁目地内湖山東交差点から同市湖山町東五丁目地内県道伏野覚寺線と接続する地点まで
一般県道赤碕中山インター線	西伯郡大山町栄田地内一般国道9号(山陰道ランプ道)と接続する地点から同町田中地内一般国道9号と接続する地点まで		
略		略	

附 則

この規則は、公布の日から施行する。ただし、別表第2の改正規定は、平成23年4月1日から施行する。